

公民館はみんなの居場所

公民館で新しいこと

はじめませんか



令和7年6月～

『公民館お試し活用事業』が始まります
公民館の施設利用料金が
『3回』まで免除されます

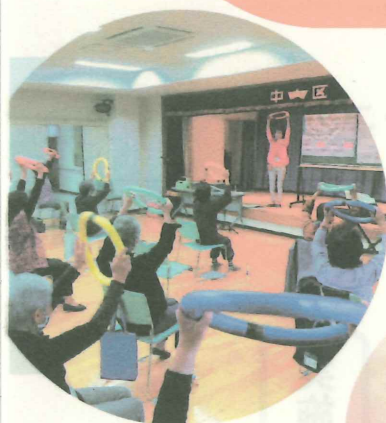
利用には要件があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

例えばどんなことができるかな？

つながりを
求めて
お母さんたちで
集まろう

特技をいかして
教室や講座を
やってみよう

共通の趣味で
地域に
つながりを
作ろう



問い合わせ先

『公民館お試し活用事業』について
大野城市コミュニティ文化課

☎ 092-580-1836

『公民館お試し活用事業』の提案先
☎ 各公民館

※連絡先・場所は市ホームページの
公民館・集会所一覧よりご確認ください。



公民館お試し活用事業

公民館施設利用料免除の要件



次の①～③のいずれかを満たすこと

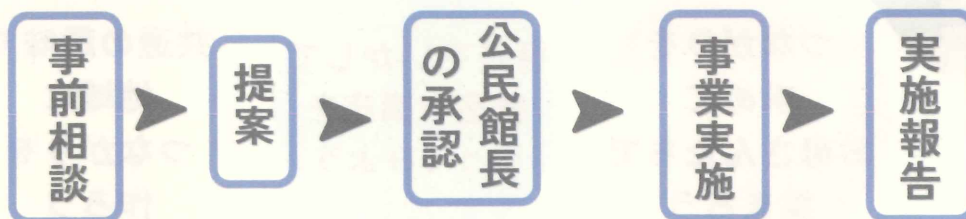
- ①地域住民へ技能・知識・にぎわい等が提供される事業であること
- ②区民を中心とした地域住民間の交流促進につながる事業であること
- ③新たな地域の担い手の発掘につながる事業であること



以下は全て満たすこと

- ◆公民館を活用した新規事業であること
※提案される方（個人・団体）が、提案先の公民館で既に実施したことがある事業は、本申請の対象外となります。
- ◆参加予定人数が10人以上の事業であること
- ◆実施予定回数が3回以上の事業であること
- ◆準備～実施～片付けまで提案者・提案団体が行うこと
- ◆政治・宗教及び選挙活動に関係する事業でないこと
- ◆社会秩序や公共の道徳に反する事業でないこと
- ◆物販や会費等の収益を主な目的とした事業ではないこと

手続きの流れ



- ※ 事前に、利用されたい公民館に相談してください。
- ※ 利用されたい公民館の部屋・時間帯によっては、希望通りの利用ができない場合があります。
- ※ 提案書・実施報告書は、公民館の指定管理の委託者である市に写しが送付され、市と情報共有されます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。